

# 一般社団法人日本老年精神医学会専門医制度規則

## 第1章 総 則

- 第 1 条 本制度は老年精神医学について、優れた学識と高度の技能、および倫理観を備えた臨床医を養成し、わが国における高齢者の医療の向上ならびに保健・福祉に貢献することを目的とする。
- 第 2 条 一般社団法人日本老年精神医学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、専門医制度を設け本学会専門医（以下、専門医）を認定する。
- 第 3 条 本制度の維持と運営のために認定委員会を設け、専門医、指導医、および認定施設を審議し、かつ認定するための規則を定める。

## 第2章 専門医の資格

- 第 4 条 専門医は、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。
1. 日本国の医師免許証を有すること。
  2. 研修医期間を含め 7 年以上の臨床経験を有すること。
  3. 精神科・神経科・老人科・神経内科・心療内科・内科・リハビリテーション科・脳神経外科等の指定医ないし専門医、あるいはこれらに準ずる資格を取得していること。
  4. 老年精神医学の臨床に従事していること。
  5. 本規則により認定された施設において、細則に定める研修カリキュラムを修了していること。
  6. 申請時において、継続して 2 年以上本学会の会員であること。
  7. 認定委員会の認定試験および審査に合格すること。

## 第3章 認定委員会

- 第 5 条 専門医・指導医・認定施設の認定および関連する業務を遂行するために認定委員会を設置する。
1. 認定委員会の委員は、理事会が選出し、評議員会および総会の議決を経て、理事長が委嘱する。
  2. 認定委員会には委員長 1 名、委員若干名をおく。
  3. 委員長は、委員の互選により選出する。
- 第 6 条 委員長は、必要に応じて認定委員会を招集する。
- 第 7 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しての任期は 2 期 6 年を限度とする。

## 第4章 専門医の認定方法

- 第 8 条 専門医試験を希望する者は、次の各項に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。
1. 専門医試験受験申請書（様式 1）
  2. 履歴書（様式 2）
  3. 認定施設研修修了証明書（様式 3）
  4. 症例報告（様式 4）
  5. 業績目録（様式 5）
  6. 指導医の推薦書（様式 6）
  7. 医師免許証（写し）
  8. 精神科・神経科・老人科・神経内科・心療内科・内科・リハビリテーション科・脳神経外科等の指定医ないし専門医の認定証あるいはこれらに準ずる資格認定証（写し）
  9. 審査料振込証明書（写し）
- 第 9 条 専門医試験は、毎年 1 回施行する。
- 第 10 条 専門医試験の合格者は、総会、機関誌「psychogeriatrics」ならびに準機関誌「老年精神医学

雑誌」等において公示される。

第 11 条 本学会理事長は、専門医試験合格者に対して、理事会の議を経て専門医証を交付する。なお、専門医試験合格者は専門医証の交付を受ける際に、別に定める認定料を納入しなければならない。

#### 第 5 章 専門医の更新

第 12 条 専門医は、5 年ごとに更新するものとする。

第 13 条 専門医の認定更新をしようとする者は、次の各項に定める書類を最終年度末までに認定委員会に提出しなければならない。

1. 専門医更新申請書（様式 7）
2. 学術活動に関する単位合計 50 単位以上取得したことを証明する資料
3. 専門医認定証（写し）
4. 更新料振込証明書（写し）

#### 第 6 章 専門医の資格の喪失・取消

第 14 条 専門医は次の理由により、認定委員会および理事会の議を経てその資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して専門医としての資格を辞退したとき。
2. 本学会の会則第 8 条ならびに第 9 条の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき。
3. 申請書類に虚偽が認められたとき。
4. 専門医として認定を受けた日から満 5 年を経て新たに認定更新を受けないとき。

第 15 条 本学会理事長は、専門医としてふさわしくない行為のあったものに対して、認定委員会、理事会および評議員会の議を経て専門医の資格を取り消すことができる。

#### 第 7 章 指導医

第 16 条 指導医は、専門医を希望する者の研修を指導する。

第 17 条 指導医は、本学会の専門医であり、専門医を養成する能力を備えているものとする。

#### 第 8 章 指導医の申請および認定方法

第 18 条 指導医の申請に際しては、次の各項に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。

1. 指導医申請書（様式 8）
2. 履歴書（様式 9）
3. 業績目録（様式 10）
4. 専門医証（写し）

第 19 条 認定委員会は、申請書類によって指導医の審査を行う。

第 20 条 本学会の理事長は、認定委員会および理事会の議を経て指導医を委嘱する。

#### 第 9 章 指導医の資格の喪失

第 21 条 指導医は、次の理由により認定委員会および理事会の議を経てその資格を喪失するものとする。

1. 正当な理由を付して指導医の資格を辞退したとき。
2. 専門医としての資格を喪失したとき。

第 22 条 本学会理事長は、指導医としてふさわしくないと認められた者に対して、認定委員会および理事会の議を経て指導医の委嘱を取り消すことができる。

#### 第 10 章 認定施設

第 23 条 認定委員会は、専門医を希望する者の研修を行う施設として、認定施設をおく。

- 第 24 条 認定施設の認定を申請する診療施設は、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。
1. 老年精神医学を研修するに足る十分な施設を有すること。
  2. 指導医の下に十分な指導体制がとられていること。
  3. 細則に定める研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。

#### 第 11 章 施設の認定方法

- 第 25 条 認定施設は、次の各項に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。
1. 施設認定申請書（様式 11）
  2. 診療施設内容証明書（様式 12）
  3. 関連施設を含めた研修計画書（様式 13）
- 第 26 条 認定委員会は、新たに申請された施設に関して、申請書類によって審査を行う。
- 第 27 条 認定は 5 年ごとに更新するものとする。
- 第 28 条 本学会理事長は、認定委員会および理事会の議を経て認定された施設に対して本学会認定施設証を交付する。

#### 第 12 章 認定施設の資格の喪失

- 第 29 条 認定施設は、次の理由により認定委員会および理事会の議を経てその資格を喪失する。
1. 本規則第 23 条に該当しなくなったとき。
  2. 正当な理由を付して認定施設としての資格を辞退したとき。
  3. 認定施設として認定を受けた日から満 5 年を経て新たに認定更新を受けないとき。
- 第 30 条 本学会理事長は、不適当と認められたものに対して、認定委員会および理事会の議を経て認定を取り消すことができる。

#### 第 13 章 規則の変更

- 第 31 条 本規則を変更する場合は、理事会の議決を経て、評議員会および総会の承認を得るものとする。

#### 付 則

- 第 1 条 本規則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規則は平成 23 年 6 月 18 日一部改正した。
- 第 2 条 本規則の施行についての細則は別に定める。